

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 八 三 号

(質問の 八三)

内閣衆質第八三号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員竹村奈良一君提出特別調達庁の取扱物資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹村奈良一君提出特別調達庁の取扱物資に関する質問に対する答弁書

一 過剰な物品を生じたのは事実であるが、これらはほとんどすべて軍の指令に従って購入したものであり、その後軍側の計画変更等によつて不要に帰したのである。

保管については、当時ぼう大な物資を発足当初の特別調達庁が戦災復興院から引継いだため、引継に伴う混乱、職員の不足、未熟練等に起因して若干の事例につき会計検査院から不当を指摘されるにいたつたことは誠に遺憾であり、その後保管中の物品について厳密な調査を実施し、保管料の引下げを行う等万全の措置を講じている。

なお物品の購入及び保管について当をえないものとして、昭和二十三年度会計検査院決算報告書に指摘されたものは二十三件である。(別表第一参照)

二 昭和二十三年度右決算報告書に不当事項として指摘された三十八件の内容と金額は別表第二の通りである。

三 特別調達庁における過拂金の収納未済額は、本年九月末日現在において五十八件総額五六、九一四、八〇八円四銭であり、その内訳及び収納状況は別表第三の通りである。特別調達庁としては過拂の事実を発見すると同時に返納の措置をとっているが、業者の資金難その他の事情によつて必ずしも円滑に回収されなかつた状況である。現在は返納につき怠慢と見られる者に対しては強制執行手続に訴える等厳正な態度をもつて回収に努力中である。

四 決算報告書に指摘された事案については将来このようなことのないよう事務改善に鋭意努力中であり、過拂金の回収等結末処理の未済事項についてもその完結に努めている。

右答弁する。